

令和7年度 「風水害」に対するガイドラインについて

墨田区立第三寺島小学校

校長 関口 亮治

今年度、墨田区教育委員会では、『墨田区立幼稚園・学校における「風水害」に対するガイドライン』を改訂しました。これに基づき、本校においても下記のとおり、安全対策を策定いたします。

記

【墨田区としての基準】

墨田区に「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雨警報」、「洪水警報」のいずれかが発令された場合、学校は、以下の基準に基づき、安全対策を講じるものとする。

1 前日、午後5時前の段階で以下の状況を踏まえ、臨時休業の実施について教育委員会が検討を行い、午後5時までに第1回の判断を行う。

- ・計画運休が発表され、教員の出勤が困難となる可能性が高い場合
- ・墨田区内に特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）又は警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪）が翌日の午前7時まで発令されている可能性が高い場合
- ・その他、登下校、出退勤に支障が生じる可能性が高い場合

（1）「臨時休業とする。」と判断した場合

- ・区や学校のホームページに掲載する。
- ・区から一斉に、COCOO等で保護者に配信する。
- ・原則、学校は、学びの保障に向けた学習計画、健康観察、安否確認等の準備をし、保護者に連絡をする。

（2）「翌日の午前7時に最終判断する。」と判断した場合

- ・区や学校のホームページに掲載する。
- ・区から一斉に、COCOO等で保護者に配信する。

2 翌日、午前7時の段階で、墨田区内に特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）又は警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪）が発令されているかどうかで、第2回の判断を行う。

（1）登校前に発令された場合

①午前7時までに解除された場合

臨時休業としない。平常授業を原則とし、午後までの授業を実施する。ただし、給食食材等の納入が遅れた場合などについては、教育委員会と協議する。

- ・区のホームページに掲載するとともに、COCOOで授業の実施と登校時の安全について連絡をする。
- ・給食提供は、食材等の納入、調理師の体制等から時程を調整するなど判断する。

②午前7時までに解除されなかった場合
臨時休業とする。

- ・区や学校のホームページに掲載する。
- ・区から一斉に、COCOO等で保護者に配信する。
- ・原則、学校は、学びの保障に向けた学習計画、健康観察、安否確認等の準備をし、保護者に連絡をする。

(2) 登校後に発令された場合

状況を判断して、「下校時刻前に」又は「一時待機」してから、児童調査票の「緊急時引き取り者」名簿等に基づいて対応する。児童の安全を確保し、方面別に集団下校を行ったり、保護者の引き取りを依頼したりする。

※「大雪警報」については、登下校、出退勤に支障が生じる可能性を教育委員会で判断し、対応する。

※「各種注意報」発令段階では、原則平常授業とする。

3 災害対策本部からの指令により、学校が避難所となった場合

(1) 午前7時までに解除された場合

教室環境を復旧後、可能であるならば、登校時刻を遅らせて午前中のみ授業を行う（午後に授業は行わない）。

(2) 午前7時までに解除されなかった場合

臨時休業とする。

4 その他

- ・保護者の方の判断により、臨時休業の連絡がなくても児童の安全確保の観点から欠席や遅刻等させていただいてもかまいません。その際は学校でも欠席や遅刻扱いとはしません。
- ・臨時休業の連絡がなく、保護者の方の判断で児童を休ませるなどする場合は、学校にCOCOO等でご連絡ください。